

(令和4年度千葉県成年後見制度利用促進事業)

令和4年度 市町村長申立て研修会 開催要項

1 目的

令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、「市町村長申立ての適切な実施」が、優先して取り組む事項として挙げられています。

特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待され、また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要があります。

本研修会では、成年後見制度の利用ニーズがある相談に対して適切に対応できるよう制度の基礎を学ぶとともに、市町村長申立ての実務について理解することを目的に開催します。

2 主催

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会(千葉県委託事業)

3 受講対象

市町村行政、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員、市町村社会福祉協議会職員

4 開催方法

講義のオンデマンド配信により開催いたします。
受講申込者に、本研修会受講のための URL をメールにて送付いたします。

5 配信期間

令和5年1月中旬～2月28日(火)の予定です。
受講申込者には、後日改めて配信開始日をお知らせいたします。

6 受講料

無料

7 申込方法

本研修会の[申込フォーム\(下記リンク参照\)](#)に必要事項を御記入いただき、令和5年1月11日(水)までに、お申込みください。
お申込受付後、Eメールにて、受講 URL 及び配信開始日、資料等についてお知らせいたします。

申込フォーム <https://forms.gle/44cdzLMPJkFmjea16>

※ 複数名にてお申込みの場合は、1名ずつお申込みください。

<QRコード>



8 内 容（講義時間約150分）

講 義 内 容 等
<p>【講義】 「成年後見制度の概要と市町村長申立ての実務について」</p> <ol style="list-style-type: none">1 成年後見制度の概要<ol style="list-style-type: none">(1) 成年後見制度の最近の動向(2) 法定後見制度(3) 任意後見制度(4) 成年後見登記制度(5) 成年後見制度利用促進法について 2 市町村長申立ての実務<ol style="list-style-type: none">(1) 市町村の役割と責務(2) 市町村長申立ての流れ<ol style="list-style-type: none">① 後見ニーズの発見・連絡・相談・要請② 調査・検討（ケース検討会議の開催）③ 市町村長申立ての決定④ 申立て⑤ 審理⑥ 審判の確定⑦ 後見等の開始(3) 成年後見制度利用支援事業について <p>【講師】 千葉県弁護士会 高齢者・障がい者支援センター 委員長 佐久間 貴幸 氏</p>

9 問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター 窪田・高島
Tel 043-204-6012 Fax 043-204-6013
Email smile@chibakenshakyō.com